

広島県病院事業管理規程第一号

広島県病院事業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月二十二日

広島県病院事業管理者 浅 原 利 正

広島県病院事業職員給与規程の一部を改正する規程

広島県病院事業職員給与規程（平成二十一年広島県病院事業管理規程第八号）の一部を次のように改正する。

第二十条第二項中「百分の七十五」を「百分の八十」に、「百分の八十五」を「百分の八十七・五」に、「百分の八十」を「百分の八十二・五」に改める。

別表第一一の項中「七〇五、〇〇〇円」を「七〇六、〇〇〇円」に改め、同表二の項中「七六〇、〇〇〇円」を「七六一、〇〇〇円」に改め、同表三の項中「八一七、〇〇〇円」を「八一八、〇〇〇円」に改め、同表四の項中「八九四、〇〇〇円」を「八九五、〇〇〇円」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の広島県病院事業職員給与規程（以下「改正後の給与規程」という。）の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

（給与の内払）

2 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の広島県病院事業職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。